

令和 7 年度
指定猟法禁止区域（鉛製散弾）
の指定について

茨 城 県

諮問事項 2 指定猟法禁止区域（鉛製散弾）の概要

1 目的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 15 条及び第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づき、指定猟法禁止区域（鉛製散弾）を指定する。

区 分	制度の概要	規制の概要
指定猟法禁止区域（鉛製散弾）（法第 15 条）	鳥獣への鉛中毒が懸念される地域において鉛製散弾の使用禁止する区域を指定。	鉛製散弾による狩猟を規制

【第 13 次鳥獣保護管理事業計画（一部抜粋）】

3 指定猟法禁止区域の指定等

鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進めます。

2 指定猟法禁止区域（鉛製散弾）の指定状況(R7.4.1時点)

指定猟法禁止区域（鉛製散弾）：1 地区

地区名	所在地	面積(ha)	存続期間
桜川	稲敷市	843	H12.11.1 ～ 無期限

北浦指定猟法禁止区域（鉛製散弾）の概要

1 指定猟法禁止区域（鉛製散弾）の概要

（１）指定猟法禁止区域（鉛製散弾）の名称

北浦指定猟法禁止区域（鉛製散弾）

（２）所在地

鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市

（３）指定猟法禁止区域（鉛製散弾）存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から無期限

（４）指定理由

令和 3 年 9 月に当時の環境大臣である小泉大臣より、狩猟等に用いられる鉛製銃弾の使用規制について、「全国における猛禽類等の鉛曝露の実態把握や影響評価の結果、そして関係者からいただいたご意見を踏まえつつ、2030 年度までに我が国の鉛製銃弾に起因する鳥類での鉛中毒の発生をゼロとすることを目指し、2025 年度から全国的な鉛製銃弾の使用規制制度を段階的に導入できるよう作業を進めていく」が発表された。鉛製散弾規制の効果測定・段階的導入モデル地域として霞ヶ浦・北浦周辺地域が鉛汚染の高リスクや水鳥の飛来状況、サンプリングの容易さからモデル地域に選定された。また、北浦が霞ヶ浦と比較しカモ類およびノスリの鉛濃度が高いこと、規制区以外との個体の出入りが少ないことから、北浦周辺を鉛製散弾の禁止区域に指定したものである。

（５）同意者

地元関係者 12 名より同意書を徴取

2 区域面積 34,717ha

内 訳

林野	6,993ha
農耕地	15,314ha
水面	4,296ha
その他	8,114ha

指定猟法禁止区域（鉛製散弾）指定調書

— 省略 —

1. 鳥類の鉛中毒対策の経緯と概要

背景・経緯

- 令和3年9月に小泉大臣（当時）より、狩猟等に用いられる鉛製銃弾の使用規制について以下を公表、
「全国における猛禽類等の鉛曝露の実態把握や影響評価の結果、そして関係者からいただいたご意見を踏まえつつ、2030年度までに我が国の鉛製銃弾に起因する鳥類での鉛中毒の発生をゼロとすることを目指し、2025年度から全国的な鉛製銃弾の使用規制制度を段階的に導入できるよう作業を進めていく」
- 令和7年4月の改正鳥獣保護管理法の附帯決議（衆・参）の1つに「令和十二年度までに鉛製銃弾に起因する鳥類での鉛中毒の発生をゼロとすることを目指して令和七年度から鉛製銃弾の段階的な使用規制が開始されることを踏まえ、その影響についての科学的知見も踏まえつつ、非鉛製銃弾の使用の促進を図る取組を進めること。」が記載された。

これまでの取組

- 鳥獣保護管理法に基づく「指定猟法禁止区域」の指定により、主要な水鳥の生息地での鉛弾の使用を規制（北海道では全域を指定）。（2004年～）
- 鳥獣保護管理法に基づき、捕獲した鳥獣の放置を禁止。（2014年～）

2025年のモデル地域選定案の概要

- 鉛弾規制効果測定・段階的導入できるモデル地域として、鉛汚染の高リスクや水鳥の飛来状況、サンプリングの容易さから、**霞ヶ浦・北浦周辺地域がモデル地域**として選定。
 - カモ類の移動範囲およびカモ類を捕食する猛禽類（ノスリ）の移動範囲から、**規制範囲は湖面汀線から4 km程度**として設定。
 - カモ類およびノスリの鉛濃度が高いことと、規制区以外との個体の出入りが少ないことから、**北浦地域を鉛弾の規制区**に選定。
- ⇒結果を検証し、全国的な規制導入につなげていく。

